

# ○国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の解釈に関する 通知

昭和 32 年 8 月 31 日

海幕総厚第 308 号

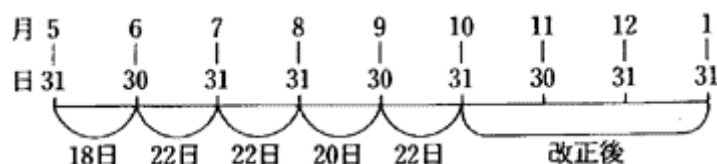
海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条第 2 項に規定する非常勤職員の勤続期間の計算については、下記のとおりとする。なおこれらについては大蔵省に照会して確認済のものである。

## 記

- 1 昭和 30 年 11 月 1 日以後の期間については、国家公務員等退職手当暫定措置法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「施行令」という。）第 8 条により、その者の勤務日数が 22 日未満の月と 22 日以上の日とがある場合は、22 日以上の日のある月の月数をすべて合算して計算する。
- 2 昭和 30 年 10 月 31 日以前の期間又は当該期間と同日の翌日以後の期間の計算については、施行令の一部を改正する政令（昭和 30 年政令第 325 号）附則第 2 項及び第 3 項の規定による。なお、同第 3 項は、次の設例に示すような取扱をするよう規定されたものである。

（例 1）



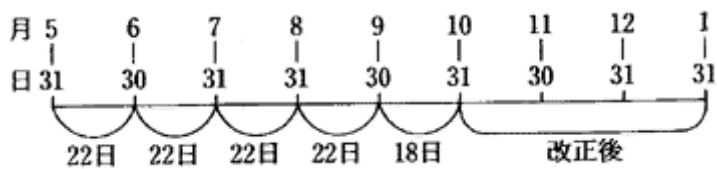
このような場合は、10 月の 1 か月分のみ改正後の期間に通算する。

（例 2）



このような場合は、7月から10月までの4か月分を改正後の期間に通算する。

(例3)



このような場合は、改正後の期間に通算できない。